

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年4月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500813号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600001号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成23年3月21日から同年3月1日に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年3月1日から同年3月21日まで

平成22年11月末頃、A社に試用期間3か月の条件で就職し、平成23年2月末に試用期間を終えたが、同社退職後に年金事務所で同社における厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、平成23年3月21日と記録されていた。

A社から、「最初の3か月は各自で社会保険に加入するように。」と言われ、この期間は厚生年金保険料が控除されていなかったことを記憶しているが、平成23年2月末日には試用期間が終了しているため、同社における資格取得年月日を同年3月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、A社における請求者の資格取得年月日は平成22年12月3日、離職年月日は平成24年3月27日であることから、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、A社の社会保険事務担当者は、請求期間当時の1週間の所定労働時間は40時間である旨陳述しているところ、B公共職業安定所の回答によると、同社が、請求者に係る前述の資格取得時に届け出た1週間の所定労働時間も40時間である上、厚生年金保険法において、2か月以内の期間を定めて使用される者は同法における保険の被保険者とならないところ、同公共職業安定所の回答によると、同社が請求者について届け出た契約期間は2か月を超えている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、少なくとも請求期間において、A社で厚生年金保険被保険者となるべき要件を満たしていたことが認められることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を平成23年3月1日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500754号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600002号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成11年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額については、44万円を47万円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成5年11月1日から平成11年7月1日までの期間の標準報酬月額については、次のとおり訂正することが必要である。平成5年11月から平成6年6月までは26万円を30万円、平成6年7月から平成7年9月までは26万円を34万円、平成7年10月から平成8年6月までは28万円を36万円、平成8年7月から平成9年3月までは28万円を38万円、平成9年4月から同年9月までは28万円を41万円、平成9年10月から平成11年3月までは20万円を44万円、平成11年4月から同年6月までは20万円を47万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成5年11月から平成11年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成8年7月1日から平成9年4月1日までの期間、平成10年10月1日から平成11年4月1日までの期間の標準報酬月額については、次のとおり訂正することが必要である。平成8年7月から平成9年3月までは28万円を41万円、平成10年10月から平成11年3月までは20万円を47万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(上記第1の2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額である、平成8年7月から平成9年3月までは38万円、平成10年10月から平成11年3月までは44万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年11月1日から平成12年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間の標準報酬月額が、実際に支払われた本来の報酬額に基づく標準報酬月額と相違しているため年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成11年7月1日から同年10月1日までの期間については、オンライン記録において、請求者の当該期間の標準報酬月額が、当初20万円と記録されていたところ、請求者がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成13年8月31日付

けで、遡って 44 万円に訂正されていること、及び当該遡及訂正時点において保険料を徴収する権利が時効により消滅していないことがそれぞれ確認できる。

また、請求者から提出された給料支払明細書、計算書及びB金融機関C支店の預金通帳(写し)並びに請求者及び事業主の陳述から判断すると、当該給料支払明細書は、請求者が、事業主の原本証明を受けて社会保険事務所(当時)に記録訂正を求めて提出したとする給料支払明細書と同一のものであると認められるところ、事業主は原本証明したことを記憶しており、前述の遡及訂正処理は、請求者の記録訂正の求めを契機に、事業主からの遡及訂正に係る届出に基づき行われたことが推認できる。

しかしながら、請求者から提出された給料支払明細書により算定される平成 11 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額、前述の遡及訂正後の標準報酬月額と一致しないところ、日本年金機構D事務センターは、当該給料支払明細書の内容から判断すると、遡及訂正後の標準報酬月額は妥当ではない旨回答している。

また、年金事務所及び事業主は当該遡及訂正に係る届書又はその関係資料等を保管していないものの、日本年金機構D事務センターは、「当時の届出内容等の事実関係は不明であるが、対応する窓口が異なったことにより原本証明された給料支払明細書の内容とは異なる訂正処理をしたことが考えられる。当時の社会保険事務所の対応には一貫性が認められない。」旨回答していることから、前述の遡及訂正後の標準報酬月額は、社会保険事務所において、請求者から提出されたとする給料支払明細書と事業主から提出された遡及訂正に係る届書について適切な確認がなされず決定されたことがうかがえる。

したがって、請求者の平成 11 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる平成 10 年 5 月から同年 7 月までの期間の報酬月額に基づいて算定される 47 万円に訂正し、当該訂正後の標準報酬月額を厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが妥当である。

- 2 請求期間のうち、平成 5 年 11 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(平成 9 年 12 月 1 日以降の期間については、厚生年金保険法第 75 条本文該当記録を除く。)を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、平成 5 年 11 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 5 年 11 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 5 年 11 月から平成 6 年 6 月までは 30 万円、平成 6 年 7 月から平成 7 年 9 月までは 34 万円、平成 7 年 10 月から平成 8 年 6 月までは 36 万円、平成 8 年 7 月から平成 9 年 3 月までは 38 万円、平成 9 年 4 月から同年 9 月までは 41 万円、平成 9 年 10 月から平成 11 年 3 月までは 44 万円、平成 11 年 4 月から同年 6 月までは 47 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 5 年 11 月 1 日から平成 11 年 7 月 1 日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の標準報酬月額に係る当初の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、事業主は、オンライン記録に見合う報酬月額を社会保険事務所へ届け、そ

の結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、平成8年7月1日から平成9年4月1日までの期間、平成10年10月1日から平成11年4月1日までの期間については、請求者から提出された給料支払明細書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる月（平成8年7月から同年9月までの期間は平成8年4月から同年6月まで、平成8年10月から平成9年3月までの期間は平成8年5月から同年7月まで、平成10年10月から平成11年3月までの期間は平成10年5月から同年7月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額が、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額（厚生年金保険法第75条本文該当記録を含む。）のいずれをも超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成8年7月1日から平成9年4月1日までの期間、平成10年10月1日から平成11年4月1日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額から、平成8年7月から平成9年3月までは41万円、平成10年10月から平成11年3月までは47万円に訂正することが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準報酬月額（前述の第3の2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額である、平成8年7月から平成9年3月までは38万円、平成10年10月から平成11年3月までは44万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが妥当である。

- 4 請求期間のうち、平成11年10月1日から平成12年4月1日までの期間については、オンライン記録において、請求者の当該期間の標準報酬月額が、当初26万円（平成12年3月については当初の資格喪失日は平成12年3月26日であったため除く。）と記録されていたところ、請求者がA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の平成13年8月31日付けで、資格喪失日を平成12年4月1日に訂正された上で、当該期間の標準報酬月額が遡って38万円に訂正されており、当該期間は遡及訂正時点において保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であるが、当該遡及訂正後の標準報酬月額は、請求者から提出された給料支払明細書により当該期間の改定の基礎となる月（平成11年7月から同年9月まで）の報酬月額に基づく標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定による訂正は認められない。

また、平成11年10月1日から平成12年4月1日までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500814号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600003号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年2月21日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成3年2月21日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年2月21日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社からC社に転籍した際の被保険者記録が無いことが判明した。

請求期間においては、会社の組織変更があったが、退職はしておらず、仕事内容も変わりなかった。請求期間の給与明細書等の関係資料を保管していないが、当該期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、請求者は、請求期間において、A社からC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、現在のA社の事務担当者は、「請求期間頃に、A社の事業部門の一つがC社として独立した。その当時に、A社の当該事業部門に所属していた者はC社に転籍となったが、転籍に伴う勤務場所及び業務内容の変更は無く、厚生年金保険料についても従来どおり給与から控除していたと思われる。」旨陳述している。

さらに、請求期間及びその前後にA社及びC社の事務担当であったとする者は、「請求期間頃に、A社のD事業部をC社として独立させることになった。請求者を含む転籍者に係る、A社における厚生年金保険の資格喪失届について、資格喪失日を何日付で届けられたかは知らなかったが、C社における厚生年金保険の資格取得日は平成3年3月1日として届け出た。当該届出に当たって、社長から会社名が変わるだけで何も変わらないとの説明を受けた。実際、給与も業務も変わらなかった。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成3年3月1日であり、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成3年2月21日に喪失し、C社における厚生年金保険の被保険者資格を平成3年3月1日に取得した元同僚が複数存在するところ、現在のA社の事務担当者は、「請求期間について、請求者のほかに複数の同僚の年金記録に空白期間があるのは、請求期間当時の会社の届出した日付に係る事務ミスだと思

う。」旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求者の請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成3年1月の厚生年金保険の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年2月21日となっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が、誤って同じ資格喪失日（離職日の翌日）を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は請求者に係る同年2月の厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500859号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600004号

第1 結論

請求者のA社における平成5年4月1日から平成7年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年4月1日から平成7年4月1日までの標準報酬月額については、9万8,000円を38万円とする。

平成5年4月から平成7年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書きの規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年4月1日から平成7年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が給与額と比べて大幅に低い額となっている。同社から受け取った源泉徴収票等を提出するので、請求期間について、給与額に見合った年金の給付に反映する標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、38万円と記録されていたところ、平成6年3月10日付けで、平成5年4月1日に遡って9万8,000円に減額する処理が行われている上、その後も平成6年12月7日付けで、同年10月1日に遡って38万円を9万8,000円に減額する処理が行われており、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失日(平成7年4月1日)まで当該訂正後の標準報酬月額が継続している。

しかし、請求者から提出された平成5年分及び平成6年分の「給与所得の源泉徴収票」並びに平成6年度の「市民税・県民税特別徴収税額の納税者への通知書」により推認できる平成5年及び平成6年の各月に係る報酬月額に見合う請求期間の標準報酬月額は、前述の平成6年3月10日及び同年12月7日付けの遡及訂正前の標準報酬月額と一致する。

また、オンライン記録によると、請求者に係る前述の遡及訂正処理が行われた平成6年3月10日及び同年12月7日のそれぞれの時点において、A社における厚生年金保険被保険者であった全員(事業主を除く。)について、各人の当初に記録されていた標準報酬月額が、請求者と同じ平成5年4月1日又はその後に被保険者資格を取得した者については、当該資格取得日である同年6月1日及び平成6年10月1日に遡って、各人一律の9万8,000円に減額する処理が行われている。

さらに、請求期間当時のA社の経営状況について、請求者は、「請求期間当時、経営状態が悪くなっていた。」旨陳述しているところ、同社の複数の元同僚も、請求者と同様の陳述を行っていることから、請求期間当時、同社は、経営状況が悪化していたことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年3月10日及び同年12月7日付けでそれぞれ行われた請求者に係る標準報酬月額の遡及訂正処理は、事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成5年4月1日及び平成6年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があつ

たとは認められない。

以上のことから、請求者のA社における平成5年4月1日から平成7年4月1日までの期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円）に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500528号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600001号

第1 結論

昭和49年8月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年8月から昭和52年3月まで

国民年金の加入手続については、父が行ってくれたので具体的なことは分からない。しかし、私の妻や友人は、大学を卒業し社会人になったときに国民年金被保険者資格を取得しているが、私は、請求期間当時は学生であったにもかかわらず、20歳に到達した日に国民年金被保険者資格を取得したことが年金手帳に記載されていることから、父は、私の国民年金保険料を20歳から納付する意志を持って手続を行ったはずである。

請求期間の国民年金保険料については、毎月、母が自宅に来ていた集金人に納付していたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その父が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を集金人に現年度納付したと主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月16日にA県B市において払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者に係る国民年金保険料の納付日及び任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年11月頃に行われたものと推認できる。この場合、当該加入手続時点において、請求期間のうち、一部の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、一部の期間の国民年金保険料は、過年度保険料として納付することが可能であるが、B市は、集金人は過年度保険料を取り扱っていなかったと回答している。

また、請求者の主張どおりに請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B市における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の父及び母は既に亡くなっており、請求期間当時の具体的な状況は不明である。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500789号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1600002号

第1 結論

昭和49年5月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年5月から昭和52年3月まで

私は、請求期間当時はA県B市C地区にある大学に在籍していたが、20歳になった頃、亡くなった母から、「自宅に来た町内会の人に、20歳になったら大学生でも国民年金保険料を納付しなければいけないと言われ、国民年金保険料を納付した。」という話を聞いた記憶が有るので、詳しいことは分からないが、母が実家のあるD県E市において、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

請求期間の国民年金保険料については、毎月、町内会から集金に来たので、母が町内会費と一緒に納付してくれた。当時、実家に帰ったときに、その領収証書を見た記憶が有るので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時はB市C地区にある大学に在籍していたが、20歳になった昭和49年に、実家の請求者の母が、E市において国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、町内会を通じて納付してくれた旨陳述している。

しかしながら、国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号が払い出される場所、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和53年5月2日にE市において払い出されていることが確認でき、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年3月頃に行われたものと推認でき、請求者の陳述と符合しない。

また、請求期間当時、制度上、学生は国民年金の任意加入対象者であったところ、請求者の所持する年金手帳を見ると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に、請求者が大学を卒業した直後の昭和52年4月1日に国民年金被保険者資格を取得したことが記載されており、オンライン記録においても、同日前に請求者の国民年金被保険者資格記録が無いことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は、「大学2回生になった昭和49年に、住民票をE市の実家からB市C地区にある大学の寄宿舎に異動させたと思う。」旨陳述しており、請求者の住民票を見ると、昭和52年3月1日にB市からE市に住所変更していることから、請求期間のほとんどの期間において、請求者の住民票上の住所地はB市であったと推認される場所、制度上、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、住民票のある住所地の市町村において行うこととされていることから、請求者の母は、E市において請求者の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

加えて、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより複数の読み名による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、E市及びB市C地区における払出番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとされる請求者の母は既に亡くなっていることから、請求期間当時の具体的な状況は不明である上、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。